

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	株式会社アイネス 営業本部 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目38番11号
工事等の名称	税・国保・福祉関連システム等帳票作成用データ及び納品物配送委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	9, 193, 800円
工事等の概要	税・国保・福祉関連システム等帳票作成用データ及び納品物配送の委託
随意契約の理由	税・国保・福祉関連システム等帳票作成用データ及び納品物配送委託については、税・国保・福祉関連システムの当初課税や算定及び月次処理時の各種通知書データの受理、テスト印字通知書等の納品、完成した通知等の郵便局への持込等をおこなう業務である。 税・国保・福祉関連システム等帳票作成用データ及び納品物配送は、住民への納税通知書や納付書、現況届のデータと納品物を扱う業務であり、スケジュールの遅延や配送ミスは、松戸市の税・国保・福祉関連業務継続に重大な影響を与える可能性があることから、専門的知識と技術、スケジュールの正確性が求められる。また、税・国保・福祉関連システム等帳票作成用データ及び納品物は、住民情報を取扱うものであり、個人情報、行政事務の機密等の保護が必要である。そのため、税・国保・福祉関連システム等帳票作成用データ及び納品物配送委託の事業者選定にあたっては、次の条件を充たしていることが必要である。 1 税・国保・福祉関連システム等帳票作成用データ及び納品物作成の方法、スケジュールを理解・熟

知していること。

2 税・国保・福祉関連システム等帳票作成用データ及び納品物配送について、各々対応するのではなく、合理的なスケジュールにより、効率的な対応が可能なこと。

3 松戸市内の郵便局の場所・持込方法等を理解していること。

4 基幹系システムの運用に係る作業、方法、規定を理解、熟知していること。

5 税・国保・福祉関連システム等帳票作成用データ及び納品物配送の重要性及び作業に係る危険性を理解していること。

6 帳票作成用データの不具合時の迅速な切り分けと復旧調整が可能なこと。

7 松戸市情報セキュリティポリシーを遵守できること。

よって、本業務に係る業者の選定にあたっては、これらを中心に総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大である。

株式会社アイネスにあつては、前条件をクリアするとともに、各業務所管課で契約している税・国保・福祉関連システム等帳票作成の委託事業者である。また、平成 19 年 11 月のホストコンピュータといわれる大型汎用機から、汎用的なパッケージ機能を基本としたオープンシステム移行時の税・国保・福祉関連システムの構築、賃貸借、保守事業者であり、令和 3 年 3 月 1 日稼動の新システム再構築においても、前述の業務を総合的に導入した事業者であり、最も適切な事業者であるといえる。

よって、本業務については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、株式会社アイネスを当該相手方として随意契約とすることが妥当かつ適法であると思料する。また、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 者からのみ見積書を徴するものとする。